

はじめに

平素から海難審判行政に対するご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

わが国の海難審判制度は、明治9年（1876年）に布告された、現在の船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法並びに海難審判法の一部をも併合したような内容の「西洋形商船船長運転手及機関手試験免状規則」において、海員審問制度が設けられたことによって始まりました。

その後、明治29年（1896年）4月に船舶職員法と共に海員懲戒法が制定されたことに続き、昭和22年（1947年）には、戦後の新憲法のもと海難原因を探求することを目的とした「海難審判法」が公布（翌年施行）され、平成20年（2008年）に海難を発生させた海技士等に対する行政処分を行うための調査と審判の手続きを定め、もって海難の発生防止に寄与することを目的とした現行の海難審判法に改正され、同年10月1日に国土交通省の特別の機関として、海難審判所が設置されました。

海難審判所では、海難の多くが見張り不十分や操船不適切といったヒューマンエラーによるところが大きいことから、海難審判の機会を通じて、海難発生に至った原因を解明し、その海難が海技士等の故意又は過失によって発生したものであると認めるとき、当該海技士等に対し、裁決をもって懲戒を行うことによって、海技士等全般の安全意識の向上を図り、海難発生防止に寄与することができるよう鋭意努力致す所存です。

さて、今般発刊の「令和5年版レポート 海難審判」では、今年の令和4年における海難審判の現状として、海難の調査と審判について取りまとめを行うことにより、衝突や乗揚などの海難種類別、プレジャーボート、漁船及び貨物船などの船種別、海上衝突予防法などの適用法令別、横切り船の航法など適用された航法別、見張り不十分や船位確認不十分などの原因別に、それぞれ多角的な観点からアプローチし、これまでの海難審判の歴史の中で培われてきた専門的知識、幅広い視野と柔軟な発想をもって海難発生に至るプロセスやメカニズムを解析・解明することによって、さらなる海難発生防止に寄与することに職員一同邁進して参ります。

本誌では、海難防止の参考となる「裁決事例」において、海難防止に最も効果的な段階における過失を摘示すると共に当該海難防止策を示し、同種海難の再発防止、ひいては海上交通の安全確保のための教訓を示すことによって、船舶運航に関わる皆様に広く活用され、安全運航の一助となれば幸甚です。

今後とも、海難審判行政に対する皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年12月 海難審判所長

目 次

はじめに

本 編

海難審判所の現状	1
1 海難審判制度の目的と任務	1
2 海難審判所の組織と管轄	1
3 海難審判所の現状	2
海難の調査と審判	3
1 海難調査	3
(1) 海難の認知、立件及び調査	3
(2) 海難審判法の対象となる海難	3
(3) 審判開始の申立て	5
2 海難審判	6
(1) 海難審判の開始	6
(2) 海難審判の審理	6
(3) 審理の終結	6
(4) 裁決の取消しの訴え	6
裁決の状況と原因	8
1 裁決の状況	8
(1) 海難種類別裁決件数	8
(2) 船種・海難種類別隻数	8
(3) 免許種類別懲戒の状況	9
2 裁決における原因	10
(1) 原因総数	10
(2) 原因分類別	10
(3) 「航法不遵守」が原因とされた海難	10
《裁決事例－航法別》	11
(4) 船種別による海難の原因分類	16
《裁決事例－船種別》	18
海難防止の取り組み	25